

18. 市民公益活動団体（任意団体）会則・規約例

市民公益活動団体（任意団体）の会則について（例）

任意団体の会則や規約は、特にこれという形式はありません。法人の場合は「定款」として法律上記載しなければならない内容が規定されていますが、任意団体の場合は、その団体の活動内容に合わせて自由につくればよいでしょう。

ただし、一般的に会則や規約はみなさんの団体がどんな団体であるかを公に示すものでもあります。そのため最低限記載しておくべき内容がいくつかあります。

会則は何もない状態から作ろうとすると大変な作業ですが、下例を参考にして、団体の特徴を活かした個性的な会則を作ってみてください。

〇〇〇〇〇会 会則

（名称）←**必須条件！**

第1条 本会は、〇〇〇〇〇会と称する。

（事務所）←**必須条件！（会長宅とする）等でもかまいません。**

第2条 本会の事務所は大阪狭山市〇〇〇とする。

（目的）←**必須条件！**

第3条 本会は、〇〇〇〇〇することを目的とし、令和〇〇年〇月〇〇日設立する。

（活動・事業の種類）←**必須条件！**

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 〇〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇〇
- (3) 〇〇〇〇〇

（会員）

第5条 本会の会員は、次の〇種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。
- (3) その他、会長が認めた者

(入会) ←必須条件!

第6条 入会希望者は、入会申込書を〇〇に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員ごとに年額〇〇〇〇円とし、〇月〇日までに納入するものとする。

(退会) ←必須条件! 「任意」に退会できることが必要です。

第8条 会員は、退会届を〇〇に提出することにより任意に退会することができる。

(役員) ←必須条件! 役員名称はこの例に限りません。

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 〇名

(3) 会計 〇名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。3 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決により、これを解任することができる

(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 本人の申し出があったとき。

(3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(資産) ←必須条件!

第12条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(総会) ←**必須条件！総会で議決すべき規定も定めておく**とよいでしょう。

第 13 条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第 2 項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第 14 条 総会の議事については、議事録を作成する

(役員会)

第 15 条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する

(事業報告書及び決算)

第 16 条 会長は、毎事業年度終了後〇か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度) ←**必須条件！**

第 17 条 本会の事業年度は、〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日までとする。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(解散) ←**必須条件!**

第19条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(委任)

第20条 この会則に定めない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更) ←**必須条件!**

第21条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。